

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月18日	別紙2 番号38-法令上の根拠 (項番)		93の2	事後	重要な変更にあたらない項目 の変更であり, 事前に提出・公表 が義務付けられない
令和3年6月18日	別紙2 番号38-別表上の事務		新型インフルエンザ等対策特別措置法平成二 十四年法律第三十一号)による予防接種の実 施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない項目 の変更であり, 事前に提出・公表 が義務付けられない
令和4年6月17日	I-5-②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)および別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) : 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち, 第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が 含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37 ,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74, 77,80, 84,85の 2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,108,111, 112,113,114,116,117,120の項) (別表第2における情報照会の根拠) :(省略)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)および別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) : 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち, 第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が 含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,27,30,31,34,35,37,38 ,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77, 80, 84,85の 2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,108,111, 112,113,114,116,117,120の項) (別表第2における情報照会の根拠) :(省略)	事後	法令改正による変更で, 重要 な変更にあたらない
令和4年6月17日	II-4-委託事項2-③委託先名 (住民基本台帳ファイル)	株式会社エスイーシー	株式会社マイクロフィッシュ	事後	重要な変更にあたらない項目 の変更であり, 事前に提出・公表 が義務付けられない
令和4年6月17日	II-5-提供先1-①法令上の根 拠(住民基本台帳ファイル)	番号法第19条第7号および別表第2	番号法第19条第8号および別表第2	事後	法令改正による変更で, 重要 な変更にあたらない
令和4年6月17日	別紙1 番号12-提供先	厚生労働大臣	削除	事後	法令改正による変更で, 重要 な変更にあたらない

令和4年6月17日	別紙1 番号12-法令上の根拠 (項番)	21	削除	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和4年6月17日	別紙1 番号12-提供先における用途	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	削除	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和4年6月17日	別紙2 番号4, 32, 33, 38-移転先	保健福祉部保健予防課	保健所保健予防課	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前に提出・公表が義務付けられない
令和4年6月17日	別紙2 番号8-別表上の事務	生活保護法による保護の決定及び実施,就労自立給付金の支給,保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施,就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給,保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和4年12月15日	I-1-②事務の内容	省略 市は,住基法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い,特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。 1 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し,住民基本台帳を作成 2 転入届,転居届,転出届,世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載,消除又は記載の修正 3 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 4 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 5 本人または同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 6 住民票の記載事項に変更があった際の道知事に対する通知 7 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 8 住民からの請求に基づく住民票コードの変更 9 個人番号の通知および個人番号カードの交付 10 個人番号カード等を用いた本人確認 省略	省略 市は,住基法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い,特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。 1 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し,住民基本台帳を作成 2 転入届,転居届,転出届,世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載,消除又は記載の修正 3 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 4 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 5 本人または同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 6 住民票の記載事項に変更があった際の道知事に対する通知 7 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 8 住民からの請求に基づく住民票コードの変更 9 個人番号の通知および個人番号カードの交付 10 個人番号カード等を用いた本人確認 11 現行の窓口や郵送での書類の受入以外に, サービス検索・電子申請機能での受領 省略	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

令和4年12月15日	I-2-システム7-①システムの名称		サービス検索・電子申請機能	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和4年12月15日	I-2-システム7-②システムの機能		・【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索および申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面または機能を、地方公共団体に公開する機能	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年6月16日	別紙2 番号16-移転先		保健福祉部障がい保健福祉課	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前に提出・公表が義務付けられない
令和5年6月16日	別紙2 番号16-法令上の根拠(項番)		33の3	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前に提出・公表が義務付けられない
令和5年6月16日	別紙2 番号16-別表上の事務		知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による知的障害者の判定に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前に提出・公表が義務付けられない
令和5年6月16日	IV-1-② 請求方法	函館市個人情報保護条例の規定に基づき、開示・訂正・削除・利用の中止・提供の中止の請求を受け付ける。	個人情報の保護に関する法律および函館市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない

令和6年7月2日	I-2-システム1-② システムの機能	1 情報照合 申請および届の審査,異動処理内容の検証等に用いるため,登録情報を画面照合する機能 2 住民異動処理 住所異動届があった場合など,登録情報を異動処理する機能 3 住民票の写し発行 申請に基づき,住民票の写しを証明発行する機能 4 転出証明書発行 転出届に基づき転出証明書を発行および再発行する機能 5 住民票コード通知発行 新規付番した際の通知書を発行および再発行する機能 6 転入通知データ送受信 市の区域を超えて住所異動した際の転入データの送受信をする機能 7 統合宛名システム連携 8 住民基本台帳ネットワークシステム連携 9 帳票発行 10 統計資料出力 11 戸籍システム連携 12 法務省への通知事項の作成 13 コンビニ交付システム連携機能	1 照会 住民記録の最新の登録事項および証明書交付履歴の照会ならびに担当課以外の他課からの参照をする機能 2 住民異動処理 転入, 転出等の異動があった場合など,登録情報を異動処理する機能 3 住民票の写し等発行 申請に基づき,住民票の写し, 記載事項証明書を証明発行する機能 4 転出証明書発行 転出届に基づき転出証明書を発行および再発行する機能 5 住民票コード通知発行 新規付番した際の通知書を発行および再発行する機能 6 除票個人照会修正発行 除票個人に登録されているものの照会, 修正および発行をする機能 7 抑止管理 世帯および個人に関する抑止情報の登録, 修正, 照会等を行う機能 8 団体内統合宛名システム連携 9 住民基本台帳ネットワークシステム連携 10 帳票発行 11 統計資料出力 12 出入国在留管理庁通知機能 13 コンビニ交付システム連携機能	事前	ガバメントクラウドを活用して標準準拠システムを利用するため
令和6年7月2日	I-2-システム2-③ 他のシステムとの接続	[○]その他(コンビニ交付システム)	[○]その他(住民記録システム)	事前	ガバメントクラウドを活用して標準準拠システムを利用するため
令和6年7月2日	I-2-システム3-③ 他のシステムとの接続	[○]その他(国保システム, 後期高齢システム, 福祉台帳システム, 中間サーバシステム)	[○]その他(個人住民税システム, 障害者福祉システム, 生活保護システム, 母子父子寡婦福祉資金システム, 医療助成システム, 児童手当システム, 児童扶養手当システム, 介護保険システム, 住民記録システム, 健康管理システム, 宛名システム)	事前	ガバメントクラウドを活用して標準準拠システムを利用するため
令和6年7月2日	I-2-システム4-③ 他のシステムとの接続	[○]庁内連携システム	[]庁内連携システム	事前	ガバメントクラウドを活用して標準準拠システムを利用するため

令和6年7月2日	I-2-システム6-③ 他のシステムとの接続	[○]住民基本台帳ネットワークシステム [○]その他(戸籍総合システム, 窓口交付システム)	[○]住民基本台帳ネットワークシステム [○]その他(戸籍総合システム, 窓口交付システム, 印鑑登録システム)	事前	ガバメントクラウドを活用して標準準拠システムを利用するため
令和6年7月2日	I-2-システム8-① システムの名称		EUCシステム	事前	ガバメントクラウドを活用して標準準拠システムを利用するため
令和6年7月2日	I-2-システム8-② システムの機能		1 非定型業務や市区町村ごとの独自業務及び各都道府県で実施する独自の統計調査等に対して, 住民記録システム等のデータ(基本データリスト形式)を抽出, 分析, 加工, 出力する。 2 その他, 「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」「2.5. EUC 機能」に記載された「実装必須機能」を備える。	事前	ガバメントクラウドを活用して標準準拠システムを利用するため
令和6年7月2日	I-2-システム8-③ 他のシステムとの接続		[○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム [○]その他(国民年金システム, 選挙システム(2026年1月から, 個人住民税システム, 軽自動車税システム, 法人税システム, 固定資産税システム, 収納システム, 介護保険システム, 後期高齢システムも追加))	事前	ガバメントクラウドを活用して標準準拠システムを利用するため
令和6年7月2日	II-4-特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4		標準仕様書に準拠した住民記録システムへのデータ移行業務委託	事前	ガバメントクラウドを活用して標準準拠システムを利用するため
令和6年7月2日	II-4-特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容		既存住基システムからのデータ抽出および標準仕様書に準拠した住民記録システムへのデータ移行	事前	ガバメントクラウドを活用して標準準拠システムを利用するため
令和6年7月2日	II-4-特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②委託先における取扱者数		10人未満	事前	ガバメントクラウドを活用して標準準拠システムを利用するため

令和6年7月2日	Ⅱ-4-特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③委託先名		株式会社エスイーシー	事前	ガバメントクラウドを活用して標準準拠システムを利用するため
令和6年7月2日	Ⅱ-4-特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④再委託の有無		再委託しない	事前	ガバメントクラウドを活用して標準準拠システムを利用するため
令和6年7月2日	Ⅱ-6 保管場所	〔函館市における措置〕 ICカード認証による入退出管理を行っている部屋に設置した大型汎用機に保管する。大型汎用機に接続することができる端末の使用は、ID・パスワード、生体認証（指紋・静脈）による認証が必要となる。また、端末から大型汎用機へのアクセスにはパスワードによる認証が必要となる。なお、窓口交付システムに関しては、大型汎用機を設置している部屋に設置したサーバに保管する。サーバに接続することができる端末の使用はID・パスワード、生体認証（指紋・静脈）による認証が必要となるほか、端末からサーバへのアクセスにはパスワードによる認証が必要となる。 〔中間サーバ・プラットフォームにおける措置〕 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館およびサーバ室への入室を厳重に管理する。特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	〔函館市における措置〕 ICカード認証による入退出管理を行っている部屋に設置した大型汎用機に保管する。大型汎用機に接続することができる端末の使用は、ID・パスワード、生体認証（指紋・静脈）による認証が必要となる。また、端末から大型汎用機へのアクセスにはパスワードによる認証が必要となる。なお、窓口交付システムに関しては、大型汎用機を設置している部屋に設置したサーバに保管する。サーバに接続することができる端末の使用はID・パスワード、生体認証（指紋・静脈）による認証が必要となるほか、端末からサーバへのアクセスにはパスワードによる認証が必要となる。 〔中間サーバ・プラットフォームにおける措置〕 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館およびサーバ室への入室を厳重に管理する。特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 〔ガバメントクラウドにおける措置〕 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	ガバメントクラウドを活用して標準準拠システムを利用するため

令和6年7月2日	Ⅲ－１０ その他のリスク対策		〔ガバメントクラウドにおける措置〕 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	ガバメントクラウドを活用して標準準拠システムを利用するため
----------	----------------	--	--	----	-------------------------------

令和6年7月2日	(別添1)ファイル記録項目	(1) 住民基本台帳ファイル 1宛名番号,2旧宛名番号,3住民票コード,4氏名漢字,5氏名ふりがな,6生年月日,7性別,8市町村コード,9大字・字コード,10郵便番号,11漢字住所,12異動事由,13方書,14異動年月日,15異動事由詳細,16旧住民票コード,17個人番号,18旧個人番号,19転出地市町村コード,20転出年月日,21あたらしい住所市町村コード,22あたらしい住所,23いままでの住所市町村コード,24いままでの住所,25いままでの世帯主,26代表者役職名,27代表者氏名漢字,28転出届出年月日,29転出予定年月日,30続柄,31本籍市町村コード,32本籍,33筆頭者氏名漢字,34国民健康保険の資格,35国民健康保険の退職区分,36基礎年金番号,37国民年金の種別,38児童手当の有無,39介護保険の有無,40後期高齢者医療保険の有無,41第30条の45に規定する区分,42在留資格,43在留期間等,44在留カード等の番号,45国籍・地域,46在留期間満了の日,47通称記載年月日,48通称記載市町村コード,49通称削除年月日,50通称削除市町村コード,51通称,52備考,53住民となった日,54住所を定めた日,55届出の年月日,56転入前の住所,57外国人住民となった日,58カード運用状況,59カード有効期限,60カード回収日,61表面記載バージョン,62印鑑登録の有無,63選挙人名簿登録の有無,64世帯番号,65改製番号,66除票番号,67旧氏漢字,68旧氏ふりがな 以下省略	(1)住民基本台帳ファイル 1宛名番号,2版数,3世帯番号,4住民種別CD,5住民状態CD,6氏名カナ,7氏名,8AL氏名カナ,9AL氏名,10通称名カナ,11通称名,12併記名,13性別CD,14生年月日,15住民票コード,16住民票コード区分,17区CD,18大字CD,19番地CD,20枝1CD,21枝2CD,22枝3CD,23枝4CD,24住所名称,25方書名称,26郵便番号,27行政区1CD,28行政区2CD,29行,30政区3CD,31行政区4CD,32行政区5CD,33投票区1CD,34投票区2CD,35投票区3CD,36中学校CD,37小学校CD,38住定異動年月日,39住定届出年月日,40住定異動事由CD,41住定届出通知区分,42世帯主氏名カナ,43世帯主氏名,44事実上の世帯主氏名,45続柄CD,46住民年月日,47住民届出年月日,48住民事由CD,49住民届出通知区分,50増異動理由CD,51筆頭者,52本籍_自治省CD,53本籍_全国大字CD,54本籍_大字CD,55本籍_番地CD,56本籍_枝1CD,57本籍_枝2CD,58本籍_枝3CD,59本籍_枝4CD,60本籍_住所名称,61本籍_郵便番号,62転前住所_自治省CD,63転前住所_全国大字CD,64転前住所_番地CD,65転前住所_枝1CD,66転前住所_枝2CD,67転前住所_枝3CD,68転前住所_枝4CD,69転前住所_住所名称,70転前住所_方書名称,71転前住所_郵便番号,72転前住所異動年月日,73転前住所届出年月日,74転前住所異動事由CD,75転前住所設定区分,76転前住所世帯主氏名,77前住所_自治省CD,78前住所_全国大字CD,79前住所_区CD,80前住所_大字CD,81前住所_番地CD,82前住所_枝1CD,83前住所_枝2CD,84前住所_枝3CD,85前住所_枝4CD,86前住所_住所名称,87前住所_方書名称,88前住所_郵便番号,89前住所異動年月日,90前住所届出年月日,91前住所異動事由CD,92前住所設定区分,93前住所世帯主氏名,94転先住所_自治省CD,95転先住所_全国大字CD,96転先住所_番地CD,97転先住所_枝1CD,98転先住所_枝2CD,99転先住所_枝3CD,100転先住所_枝4CD,101転先	事前	ガバメントクラウドを活用して標準準拠システムを利用するため
令和6年7月2日	別紙2 番号8 別表上の事務	生活保護法による保護の決定及び実施,就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給,保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施,就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給,被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり, 事前の提出・公表が義務付けられない

令和6年7月2日	別紙2 番号9 別表上の事務	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月16日	I-2-システム5-① システムの名称	窓口交付システム	コンビニ交付システム	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月16日	I-2-システム5-② システムの機能	1 情報照合、 2 住民票の写し発行 3 コンビニ交付システム連携機能 既存住記システムが障害等により利用できなくなった場合に、住民基本台帳情報の照会および証明書の発行を行う機能	1 各種証明書データ連携機能 既存住基システムおよび戸籍総合システムのデータベースから、コンビニ交付サービスの対象となる証明書に記載するデータを自動で取得する 2 利用者証明用電子証明書シリアル番号情報管理機能 個人番号カードを利用したJPKI認証に必要な利用者証明用電子証明書シリアル番号情報を住基ネットから取得し管理する。 3 各種証明書データ管理機能 連携データを証明書データに変換し管理する。 4 証明発行機能 証明書交付センターからの証明書発行要求に対して、証明書のPDFデータを作成し、証明書交付センターへLGWANIにより送信する。	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月16日	I-2-システム5-③ 他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワーク []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [○]その他(コンビニ交付システム)	[]情報提供ネットワーク []庁内連携システム [○]住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [○]その他(戸籍総合システム、印鑑登録システム)	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月16日	I-2-システム6-① システムの名称	コンビニ交付システム	サービス検索・電子申請機能	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年4月16日	I-2-システム6-② システムの機能	1 各種証明書データ連携機能 既存住基システムおよび戸籍総合システムのデータベースから、コンビニ交付サービスの対象となる証明書に記載するデータを自動で取得する 2 利用者証明用電子証明書シリアル番号情報管理機能 個人番号カードを利用したJPKI認証に必要となる利用者証明用電子証明書シリアル番号情報を住基ネットから取得し管理する。 3 各種証明書データ管理機能 連携データを証明書データに変換し管理する。 4 証明発行機能 証明書交付センターからの証明書発行要求に対して、証明書のPDFデータを作成し、証明書交付センターへLGWANIにより送信する。	・【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索および申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面または機能を、地方公共団体に公開する機能	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月16日	I-2-システム6-③ 他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワーク []庁内連携システム [○]住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [○]その他(戸籍総合システム、印鑑登録システム)	[]情報提供ネットワーク []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他()	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月16日	I-2-システム7-① システムの名称	サービス検索・電子申請機能	EUCシステム	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月16日	I-2-システム7-② システムの機能	・【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索および申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面または機能を、地方公共団体に公開する機能	1 非定型業務や市区町村ごとの独自業務及び各都道府県で実施する独自の統計調査等に対して、住民記録システム等のデータ(基本データリスト形式)を抽出、分析、加工、出力する。 2 その他、「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」2.5. EUC 機能に記載された「実装必須機能」を備える。	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月16日	I-2-システム7-③ 他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワーク []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他()	[]情報提供ネットワーク []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム [○]その他(国民年金システム、選挙システム(2026年1月から、個人住民税システム、軽自動車税システム、法人税システム、固定資産税システム、収納システム、介護保険システム、後期高齢システムも追加))	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年4月16日	I-2-システム8-① システムの名称	EUCシステム	削除	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月16日	I-2-システム8-② システムの機能	1 非定型業務や市区町村ごとの独自業務及び各都道府県で実施する独自の統計調査等に対して、住民記録システム等のデータ(基本データリスト形式)を抽出、分析、加工、出力する。 2 その他、「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」「2.5. EUC 機能」に記載された「実装必須機能」を備える。	削除	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月16日	I-2-システム8-③ 他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワーク []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム [○]その他(国民年金システム、選挙システム(2026年1月から、個人住民税システム、軽自動車税システム、法人税システム、固定資産税システム、収納システム、介護保険システム、後期高齢システムも追加))	削除	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月16日	I-5-②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)および別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の 2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項) (別表第2における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)および同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1,2,3,5,7,11,13,15,20,28,37,39,48,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,91,92,96,106,108,110,112,115,118,124,129,130,132,136,137,138,141,142,144,149,150,151,152,155,156,158,160,163,164,165,166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和7年4月16日	II-2-基本情報④記録される項目	50項目以上100項目未満	100項目以上	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年4月16日	Ⅱ-4-特定個人情報ファイルの取扱いの委託	4件	3件	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月16日	Ⅱ-4-特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	戸籍データ入力等業務委託	戸籍データ入力・郵送請求等業務委託	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月16日	Ⅱ-4-特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	コンビニ交付システム保守運用業務	標準仕様書に準拠した住民記録システムへのデータ移行業務委託	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月16日	Ⅱ-4-特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	定期的にシステム点検やバージョンアップ等、メンテナンスを行う	既存住基システムからのデータ抽出および標準仕様書に準拠した住民記録システムへのデータ移行	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月16日	Ⅱ-4-特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②委託先における取扱者数	10人以上50人未満	10人未満	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月16日	Ⅱ-4-特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	標準仕様書に準拠した住民記録システムへのデータ移行業務委託	削除	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月16日	Ⅱ-4-特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	既存住基システムからのデータ抽出および標準仕様書に準拠した住民記録システムへのデータ移行	削除	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月16日	Ⅱ-4-特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②委託先における取扱者数	10人未満	削除	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月16日	Ⅱ-4-特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③委託先名	株式会社エスイーシー	削除	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月16日	Ⅱ-4-特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④再委託の有無	再委託しない	削除	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月16日	Ⅱ-5-特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	59件	60件	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない

令和7年4月16日	Ⅱ-5-特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	41件	42件	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和7年4月16日	Ⅱ-5-特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	情報提供ネットワーク(番号法別表第2に定める情報照会者(別紙1参照))	情報提供ネットワーク(番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照))	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和7年4月16日	Ⅱ-5-特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)①法令上の根拠	番号法第19条第8号および別表第2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)および同号に基づく主務省令第2条の表	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和7年4月16日	Ⅱ-5-特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)②提供先における用途	番号法別表第2に定める各事務(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各事務(別紙1参照)	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和7年4月16日	Ⅱ-5-特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)①法令上の根拠	番号法第9条および別表第1	番号法第9条および別表	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和7年4月16日	Ⅱ-5-特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)②移転先における用途	番号法別表第1に定める各事務(別紙2参照)	番号法別表に定める各事務(別紙2参照)	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和7年4月16日	Ⅲ-3-特定個人情報の使用 ーリスクに対する措置の内容	個人番号の付番および変更は権限を付与された者以外は操作できないよう制御している。 ・既存住基システムにおける措置 :ID・パスワード,生体認証(指紋・静脈)による認証を実施しており,認証後は利用機能の認可機能により,そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで,不正利用が行えない対策を実施している。 ・団体内統合宛名システムにおける措置 :団体内統合宛名システムでは,個人番号関連事務以外では個人番号の検索を行うことはできない。また,個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理が実施される。 ・窓口交付システムおよびコンビニ交付システムにおける措置 :ID・パスワード,生体認証(指紋・静脈)による認証を実施しており,認証後は利用機能の認可機能により,そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで,不正利用が行えない対策を実施している。 :システム上の利用できる端末を管理することにより,不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。	個人番号の付番および変更は権限を付与された者以外は操作できないよう制御している。 ・既存住基システムにおける措置 :ID・パスワード,生体認証(指紋・静脈)による認証を実施しており,認証後は利用機能の認可機能により,そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで,不正利用が行えない対策を実施している。 ・団体内統合宛名システムにおける措置 :団体内統合宛名システムでは,個人番号関連事務以外では個人番号の検索を行うことはできない。また,個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理が実施される。 ・コンビニ交付システムにおける措置 :ID・パスワード,生体認証(指紋・静脈)による認証を実施しており,認証後は利用機能の認可機能により,そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで,不正利用が行えない対策を実施している。 :システム上の利用できる端末を管理することにより,不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり,事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年4月16日	Ⅲ－３－特定個人情報の使用 －ユーザ認証の管理－具体的な管理方法	ユーザーごとにパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能によりそのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限している。 ・既存住基システムにおける措置 : 番号制度に関する事務(システム)以外からは住民票情報ファイルを直接参照できないよう、アクセス制御対策を実施している。また、個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理が実施される。 ・団体内統合宛名システムにおける措置 : 団体内統合宛名システムでは、個人番号関連事務以外では個人番号の検索を行うことはできない。また、個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理が実施される。 ・窓口交付システムおよびコンビニ交付における措置 : 番号制度に関する事務(システム)以外からは住民票情報ファイルを直接参照できないよう、アクセス制御対策を実施している。	ユーザーごとにパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能によりそのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限している。 ・既存住基システムにおける措置 : 番号制度に関する事務(システム)以外からは住民票情報ファイルを直接参照できないよう、アクセス制御対策を実施している。また、個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理が実施される。 ・団体内統合宛名システムにおける措置 : 団体内統合宛名システムでは、個人番号関連事務以外では個人番号の検索を行うことはできない。また、個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理が実施される。 ・コンビニ交付における措置 : 番号制度に関する事務(システム)以外からは住民票情報ファイルを直接参照できないよう、アクセス制御対策を実施している。	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月16日	別紙1	別紙1 提供先一覧 番号法別表第2に定める事務	別紙1 提供先一覧 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和7年4月16日	別紙2	別紙2 移転先一覧 番号法別表第1に定める事務	別紙2 移転先一覧 番号法別表に定める事務	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない